

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

身体障害者手帳制度をご存知ですか？

身体障害者手帳をご存知でしょうか？

今回の「相談室」通信では身体障害者手帳制度について説明いたします。



・身体障害者手帳制度の概要

1.概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付する。

2.交付対象者

身体障害者福祉法に掲げられる身体上の障害があるもの

- ・視覚障害
- ・聴覚又は平衡機能の障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・肢体不自由
- ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・小腸の機能の障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・肝臓の機能の障害

※9つの項目に分けられており「身体障害者障害程度等級表」にて

1級～6級の等級が定められています。

（一部障害では7級という等級もありますが単独では制度対象外となります。

7級の障害が2つ以上重複する場合や7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は対象となります）

3.身体障害者障害程度等級表（例：呼吸器機能障害）

1 級	2 級	3 級	4 級
呼吸器の機能の障害により 自己の身の 日常生活活動が 極端 に制限されるもの	なし	呼吸器の機能の障害により 家庭内 の日常生活活動が 著しく 制限されるもの	呼吸器の機能の障害により 社会 での日常生活活動が 著しく 制限されるもの

厚生労働省ホームページより https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/shougaishatechou/index.html

4.利用できるサービス（一部）

【特別障害者手当】

日常生活で介護を必要とする 20 歳以上の身体・精神障害者に月額 2 万 7200 円が支給される。（障害者控除を含めた所得による制限あり）

【NHK 放送受信料の減免】

障害者手帳を持つ人のいる世帯は全額又は半額に減免される。

（住民税非課税世帯や障害等級により減免額は異なる）

【補装具費支給】

障害に合わせた様々な補装具が支給される。

例：肢体不自由者 車椅子や歩行器など

【日常生活用具給付】

障害に合わせた様々な生活用具が支給される。

例：呼吸器の機能の障害 パルスオキシメーター（動脈血酸素飽和度測定器）等の給付

【交通費助成】

- ・福祉乗車証 市内のバス/地下鉄/市電を無料で利用できる乗車証の交付。
- ・福祉タクシー利用券 利用料金を助成する券の交付。
- ・福祉自動車燃料助成券 自動車の燃料（ガソリン・軽油）を助成する券の交付。

※障害等級や収入状況に応じて利用できるサービスや助成を受ける金額がこととなります。

記載しているサービス以外にも様々なサービスや助成を受けることができます。

お住まいの市区町村役所や、かかりつけの医療機関にてご相談ください。



札幌市では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から郵送による申請・届出を受け付けています。（2020.4.16 現在）

申請・届出をされる際は各区の保健福祉課へご相談ください。

「地域連携室」のご案内

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば・・・

「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」 その他「誰に相談してよいか分からないこと」・・・など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：岡村、横田、田附（たつき）